

# PDFによる新規入会申込書作成手順

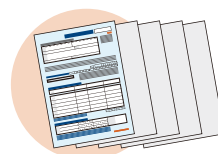
## 1 申込書を印刷してください。

申込書などを含め以下、①～⑤が印刷されます。

**「A4縦」で片面印刷してください。**

※A4以外の用紙でお申し込みいただいた場合、受付できません。

- ① PDFによる新規入会申込書作成手順
- ② ビジネス・アカウントカード発行申込書
- ③ 預金口座振替 兼 自動払込申込書 (収・加)
- ④ カード申し込み時の同意事項など
- ⑤ 返信用宛名ラベル



## 2 申込書に必要事項を記入してください。

①で印刷した申込書に  
必要事項を記入してください。



※会員規約など当社  
ウェブサイトでご  
確認いただけます。



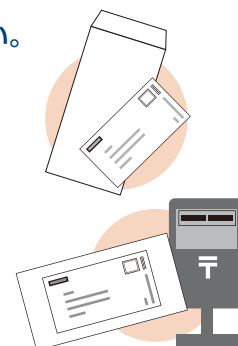
## 3 申込書送付用封筒を作成のうえ、ビジネス・アカウントカード発行申込書をご郵送ください。

①で印刷した返信用宛名ラベルを定形封筒にのりでしっかりと貼り付けてください。

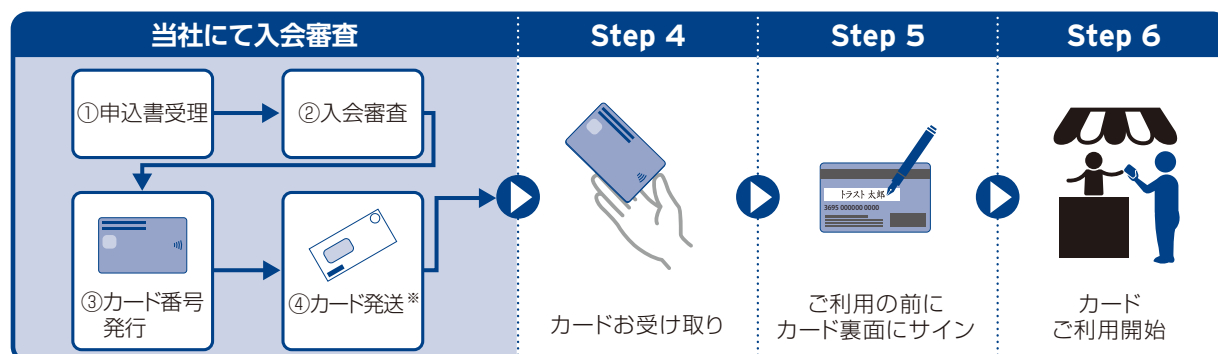
※本会員カードの決済口座と別口座を設定する場合は預貯金口座振替兼自動払込  
利用申込書も一緒にお送りください。

定形郵便物条件	長さ14cm～23.5cm、幅9cm～12cm、重さ50g以下、厚さ1cm以下
---------	---

- 宛名ラベルがはがれた場合、定形外封筒を使用した場合、間違った貼り付け方法をした場合、郵便物として認められず差出人に返送されることがありますのでご注意ください。
- 所定の宛名ラベルをご使用の場合、料金は受取人払いのため切手を貼る必要はありません。
- 封筒の裏面にお名前、ご住所をご記入ください。



## お申し込みからカード入会までの流れ



※本会員のカード送付先に簡易書留・転送不要郵便で送付します。

※カードがお手元に届くまでに2週間程度お時間がかかる場合があります。



# ビジネス・アカウントカード発行申込書

※ビジネス・アカウントカードのお申し込みは、本会員の方、または新規に本会員のお申し込みをいただく方に限ります。また、コーポレートカード、ビジネスカード、家族カードはビジネス・アカウントカードの発行はできません。  
 ※本申込書では、JALダイナース ビジネス・アカウントカードはお申し込みできません。

SOU										SC Type			
1	H	N	4	A	D	B	A	A	Y	1	A	1	1
2	H	N	4	A	D	B	A	A	Y	2			

三井住友トラストクラブ株式会社 御中

私は、本申込書裏面に記載の「カード申し込み時の同意事項」、その他関連する特約規定等について承諾するとともに、「ダイナースクラブカード/TRUST CLUBカード会員規約」および「ダイナースクラブカード/TRUST CLUBカード会員規約」に付帯する「ETCカード特約」、「三井住友トラストクラブ リワードプログラム利用規定」、「グローバルマイレージ規定」、「ビジネス・アカウントカード特約」が契約の内容となることについて、あらかじめ承諾のうえ、ビジネス・アカウントカードの発行を申し込みます。

申込日	西暦 20 年 月 日
-----	-------------

お申込者	カード番号	_____ - _____											
	フリガナ	_____											
	氏名 (自署・楷書)	[姓]											[名]

暗証番号	以下の番号をご指定いただけません。 ・4桁の同じ数字 ・生年月日 ・電話番号など ※これらの番号を指定された場合、当社で変更させていただきます。	必ず4桁の数字をご記入ください。 
------	--	----------------------

の中に✓印をご記入ください。

カード種類	<input checked="" type="checkbox"/> ビジネス・アカウントカード 年間手数料:5,500円(税込)
追加カード	<input checked="" type="checkbox"/> ビジネス・アカウントカードに付帯するETCカード 801 カード発行手数料:無料

ビジネス・アカウントカード明細書の送付先	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務先
----------------------	--	---

※ダイナースクラブカードのご利用代金明細をオンライン明細で設定されている場合は、自動的にオンライン明細が設定されます。紙の明細書発行をご希望の場合はビジネス・アカウントカード発行後にコールセンターへご連絡ください。なお、紙の明細書が設定されている場合は左記送付先を設定しますが、ご指定がない場合や両方ご指定いただいた場合はダイナースクラブカードと同一の送付先を設定します。  
 ※ビジネス・アカウントカードは明細書の送付先にかかわらずご自宅にお送りします。

フリガナ	_____											
勤務先名	_____											
	●最大20文字の登録となります。											
所在地	フリガナ	〒□□□□-□□□□										
所属部課名	_____										勤務先電話番号	( ) - _____
	●最大10文字の登録となります。											

※記載された情報(勤務先名・勤務先住所・電話番号など)を最新の情報として登録いたします。当社が発行するすべてのカード(コーポレートカードを除く)の情報が変更されますので、あらかじめご了承ください。

M	C

# ビジネス・アカウントカード別口座設定依頼申込書

の中に✓印をご記入ください。 ※本会員カードと別口座を設定されたい方のみご記入ください。

支払口座のご設定  ※ご記入のない場合は本会員カードと同じ設定となります。	<input checked="" type="checkbox"/> <b>個人名義</b> の別口座を設定する → <b>B</b> をご記入ください ※お申し込みご本人の個人名義の口座に限ります。
	<input checked="" type="checkbox"/> <b>法人名義</b> の別口座を設定する → <b>A B</b> をご記入ください ※上記勤務先の法人名義の口座に限ります。 ※法人名義支払口座指定の場合は、必ず <b>B</b> の口座名義に会社名、役職、口座名義人名をご記入ください。

**法人名義支払口座からのお支払いを指定される方へ**

法人名義の支払口座などからのお支払いをご希望の場合には、法人内での承認(例：株式会社の場合には取締役会の承認、有限会社の場合には社員総会の承認など)は必要ですので、貴社内で承認手続き終了後に法人代表者名のご記入・捺印をお願いします。

## A

**支払預金口座確認届** ※法人名義の預金口座を指定される方は、必ずご記入ください。

三井住友トラストクラブ株式会社 御中  
 当社は、上記申込人のビジネス・アカウントカード利用代金の支払責任を確認し、当社法人名義の支払口座から、口座振替などの方法により貴社に支払いします。当法人内部において以上承認されましたことを、ここに届け出ます。

同意日 西暦 **20** 年 月 日

フリガナ

代表者名



※支払い預金口座確認届の代表者名は法人口座の代表者名と同一のものをご記入ください。  
 ※法人名義の場合は「法人名」だけでなく「代表者の肩書き」「代表者名」を金融機関にご登録されている通り省略せず正確にご記入ください。  
 (注意)必ずしも通帳に表示されているとは限りませんので、詳しくは金融機関にお問い合わせください。  
 ※法人名義でゆうちょ銀行の場合は、「法人名」のみご記入ください。「代表者の肩書き」「代表者名」は不要です。

## B

# 預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書 (収・加)

※ネット銀行などで、印鑑やサインの登録が不要の口座の場合は、下記の□にし点をお願いします。

私(共)が口座振替を依頼する口座は、印鑑やサインの登録の必要のない口座です。

収納企業 三井住友トラストクラブ株式会社 (ダイナースクラブ)

年 月 日

ゆうちょ銀行以外の金融機関

銀行 (信金) 本店  
 信組 (労金) 支店 御中  
 農協 (出張所)

預金口座	預金種類	口座番号 (右ツメでご記入ください)
<input type="checkbox"/> 1. 普通・総合	<input type="checkbox"/> 2. 当座	

ゆうちょ銀行

契約種別 **30** 記号 (記号の後にハイフンおよび数字がある場合は※欄に記入してください) 番号 (右ツメでご記入ください)

フリガナ

口座名義

当社使用欄

不備返却事由	1. 印鑑相違 2. 印鑑不鮮明 3. 預金種目相違 4. 口座番号相違	5. 名義人相違 6. 預金取引なし 7. 支店名相違 9. その他 ( )
金融機関コード		支店コード
	検印	印鑑照合
		受付印

お届け印またはサイン

払込先口座番号	00180-1-100029	払込日
払込先加入者名	三井住友トラストクラブ株式会社	10日 (休業日の場合は翌営業日)

<不備返送先>  
 〒104-6035 東京都中央区晴海1丁目8番10号  
 トリトンスクエアX棟  
 三井住友トラストクラブ株式会社  
 口座振替係

LC-1529-202211  
KGRF\_TPN

三井住友トラストクラブ株式会社から請求された金額を私名義の上記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

預金口座振替規定 (ゆうちょ銀行除く)

- 貴行(金庫、組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引き落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払い戻し請求書の提出または小切手の振出しはしません。
  - 振替指定日(当日が金融機関の休日の場合は翌営業日)において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもまた貴行(金庫・組合)任意の金額を振替指定日以降任意の日引き落としのうえ、支払資金の一部または全部に充当されてもさしつかえありません。
  - この契約を解除するときには、私から貴行(金庫、組合)に書面により届け出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり請求書の送付がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行(金庫、組合)はこの契約を終了したものと見て取扱ってさしつかえありません。
  - この預金振替口座についてかたりに紛議が生じて、貴行(金庫、組合)の責めによる場合を除き、貴行(金庫、組合)には迷惑をかけません。
- ※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

## カード申し込み時の同意事項

私は、本申し込みに際して、以下に記載の三井住友トラストクラブ株式会社(以下「貴社」という)『個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項』の内容を理解し、貴社が私の個人情報を収集・利用・提供することに同意します。また、私は「反社会的勢力ではないこと」の表明・確約に関するご確認事項の内容を理解し、反社会的勢力ではないこと、同項に記載の事項に該当しないことを表明・確約します。なお、私が申し込みカードが貴社と他企業・団体との提携により発行されるカード(以下「提携カード」という)で、当該提携カードに個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項に係る特約がある場合、その内容を理解し承諾の上でカードを申し込みます。

## 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関するご確認事項

入会申込者は、以下の内容について表明保証し、且つこれに承諾します。

- 1.入会申込者は、現在および過去において次の各号のいずれにも該当しないこと(過去に該当した場合も含む。)を表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1)暴力団
  - (2)暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - (3)暴力団準構成員
  - (4)暴力団関係企業
  - (5)総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - (6)前各号に掲げる者(以下「暴力団員等」という)の共生者。
  - (7)日本政府または外国政府等が経済制裁の対象として指定する者。
  - (8)その他前各号に準ずると当社が認めた者。
- 2.前項(6)に定める「暴力団員等の共生者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
  - (1)暴力団等の資金獲得活動に乗り、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用して自ら利益拡大を図る者。

- (2)暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者。
  - (3)不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有する者。
  - (4)暴力団員等であることを知って資金等を提供し、または便宜を供与する等の関係を有する者。
  - (5)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者。
- 3.入会申込者は自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
    - (1)暴力的な要求行為。
    - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為。
    - (3)カード取引(カード利用、代金支払、付帯サービス等を含め)に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
    - (4)虚説を流布し、偽言を用い、または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
    - (5)その他前各号に準ずる行為。
  - 4.入会申込者が、次の各号のいずれかに該当し、もしくは該当するおそれがあると当社が認めた場合には、当社は入会申込を拒絶できるものとします。
    - (1)第1項各号のいずれかに該当した場合。
    - (2)前項各号のいずれかに該当する行為をした場合。
    - (3)第1項または第3項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。

## 個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項

(本同意条項および重要事項は、ダイナースクラブカード/TRUST CLUBカード会員規約(以下「本規約」という)の一部を構成します。)

- 1.会員等(個人情報の収集、保有、利用、提供)
  - 1.会員および入会申込者(以下総称して「会員等」という)は、当社が与信判断、与信後の管理、付帯サービス提供および口座振替等の事務処理等のため、次の各号に定める会員等の情報(以下「個人情報」という)を必要な保護措置を講じたうえで収集、保有、利用、提供することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカード利用代金の支払等の案内(支払遅延時の請求を含む)を行うことおよび連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。
    - (1)会員等が入会申込時に届け出た氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、勤務先、勤務先電話番号、職業、取引の目的、運転免許等の記号番号、資産、収入、負債、居住状況等の事項、会員等が提出する書類および届け出た事項、本規約に基づき会員等が当社に届け出た事項および電話等により問い合わせし当社が知得た事項。
    - (2)入会申込日、契約日、利用可能枠等、当社と会員等との間の契約に関する事項。
    - (3)会員のカードの利用状況、支払状況、与信管理に関する情報。
    - (4)当社が収集した会員等のクレジット利用履歴および支払履歴。
    - (5)会員等が当社に提出した犯罪に関する収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」という)および当社が定める本人確認業務に基づき本人確認書類およびそれら書類の記載事項。
    - (6)当社が、会員等または公的機関から、適法または適正な方法により収集した公的機関が発行する書類の記載事項。
    - (7)インターネット、官報、職員録等不特定多数の者に対して公開されている情報。
    - (8)当社または支払口座のある金融機関等での取引時確認状況。
  - 2.会員等は、当社が前項(1)(2)(3)の個人情報を必要な保護措置を講じたうえで、次の各号に定める目的のために、個人情報を利用することに同意します。なお、具体的な事案内容については、当社のホームページ等で案内しています。
    - (1)クレジット関連事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス。
    - (2)クレジット関連事業における市場調査、商品開発。
    - (3)クレジット関連事業における宣伝物・印刷物の送付、テレマーケティング等の営業活動。
    - (4)クレジット加盟店等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付。
  - 3.会員等は、次の各号に定める当社提携会社(以下「共同利用会社」という)が、別に定める個人情報を必要な保護措置を講じたうえで、所定の利用目的のために利用することに同意します。
    - (1)三井住友トラスト・ホールディングス株式会社ならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社(金融商品取引法など、関係法令等)により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いとします)
    - (2)当社が提携カードを発行する提携会社  
各共同利用会社の名称、住所、法人代表者氏名、ならびに共同利用される個人情報、および利用目的については、次の当社ホームページ「個人情報」の共同利用についてに記載とおとします。  
ダイナースクラブカード [https://www.diners.co.jp/ja/privacy\\_law.html](https://www.diners.co.jp/ja/privacy_law.html)  
TRUST CLUBカード [https://www.sumitclub.jp/ja/privacy\\_law.html](https://www.sumitclub.jp/ja/privacy_law.html)
  - 4.会員等(家族会員を除きます。以下、本項において同じ)が当社の実施する会員紹介制度において入会した場合、会員等は、当社が紹介者である会員に対して紹介プレゼント等を送付する目的のために、会員等の入会した事実を提供することに同意するものとします。
  - 5.会員等は、会員資格を喪失する等、退会した後においても、当社が適当と認める期間、本同意条項および本重要事項が適用されることに同意します。
  - 6.会員等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意するものとします。
- 2.会員等は、当社が前項(1)(2)(3)の個人情報を必要な保護措置を講じたうえで、次の各号に定める目的のために、個人情報を利用することに同意します。なお、具体的な事案内容については、当社のホームページ等で案内しています。

- 2.会員等(家族会員を除きます。以下、本項において同じ)は、当社が本規約に係る取引上の判断を行うに際して、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該個人信用情報機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者をい、以下総称して「当該機関」という)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携機関」という)に照会し、会員等および会員等の配偶者の個人情報(当該機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報)他、提携機関によって登録される不滞情報、破産等の官報情報等、電話帳記載の情報および貸金業協会から登録を依頼された情報を含み、下表の「登録情報」記載の情報で、その履歴を含む)が登録されている場合には、会員等の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、当社がこれを利用することに同意します。
- 2.会員等(家族会員を除く)は、当該機関より定められた情報(下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む)が当該機関に下表の登録期間に定める期間登録されること、ならびに登録された情報が当該機関および提携機関の加盟会員に支払能力・返済能力に関する調査のため利用されることに同意します。
- 3.会員等(家族会員を除く)は、本条第1項および前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、当該機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、当該機関および提携機関ならびにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
- 4.当該機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報および登録期間は以下のとおりです。また、当社が新たに個人信用情報機関に加盟する場合には、別途、書面より通知し同意を得るものとします。なお、当該機関への加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、個人信用情報機関のホームページに記載されております。  
株式会社シーアイシー(CIC) <https://www.cic.co.jp/>  
【割賦販売法・貸金業法に基づく指定信用情報機関】  
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエストE15階  
電話番号 0120-810-414  
登録される情報とその期間  
(詳細については、当該機関のホームページ等でご確認ください。)

登録情報	登録期間
①本規約に係る申し込みをした事実	当社が照会した日から6ヶ月間
②本規約に関する客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
③債務の支払いを遅滞した事実	契約期間中および契約終了後5年以内

- 5.当該機関と提携する個人信用情報機関は、以下のとおりです。なお、以下の提携機関に関するお問い合わせ等は、前項に記載の個人信用情報機関へ行うものとします。
    - (1)全国銀行個人信用情報センター(KSC)  
<https://www.zenginkyoo.jp/pcic/>  
【注】金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関】  
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1  
電話番号 03-3214-5020
    - (2)株式会社日本信用情報機構(JICC)  
<https://www.jicc.co.jp/>  
【貸金業法に基づく指定信用情報機関】  
〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館  
電話番号 0570-055-955
- ※CICは、多重債務の抑制のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク(CRIN)を構築しており、当社は当該機関を経由してKSCおよびJICCの情報を利用しています。
- 6.上記に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は以下のとおりです。  
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、等、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、支払い回数等契約内容に関する情報、等、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、返済日、延滞等支払い状況に関する情報、等。

### 第3条(個人情報の開示・訂正・削除)

- 1.会員等は、当社、共同利用会社、当該機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。ただし、当社および共同利用会社に対する開示請求手続きについては、次の当社ホームページ記載の個人信用情報機関に行うものとします。  
ダイナースクラブカード [https://www.diners.co.jp/ja/privacy\\_law.html](https://www.diners.co.jp/ja/privacy_law.html)  
TRUST CLUBカード [https://www.sumitclub.jp/ja/privacy\\_law.html](https://www.sumitclub.jp/ja/privacy_law.html)
- 2.万一登録内容が事実でないことが判明した場合には、当社および共同利用会社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

### 第4条(個人情報の取り扱いに関する不同意の場合および利用・提供中止の申し出)

- 1.当社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または、本同意条項および本重要事項に定める個人情報の取り扱いについて全部もしくは一部を承諾できない場合、入会を断ることや、退会の手続きを取ることがあります。ただし、第1条第2項および第3項に同意しない場合でも、これを理由に入会を断ることや、退会の手続きを取ることはありません。
- 2.会員が第1条第2項および第3項に関する個人情報の利用に中止を申し出た場合、当社は、カードまたはご利用代金明細書等の送付等を除き業務運営に支障のない範囲で、これを中止するものとします。なお、会員は、中止の申し出を末尾記載のお客様相談室宛に行うものとします。

### 第5条(契約不成立時の個人情報の利用・提供)

当社は会員等との間の契約が不成立になった場合であっても、当社は、会員等が当社へ入会の申し込みをした事実を、第1条および第2条第2項に基づき、契約不成立の理由の如何を問わず一定期間利用・提供しますが、それ以外には利用・提供しないものとします。

### 第6条(条項の変更)

本同意条項および本重要事項は、法令等の定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

- 当社および共同利用会社への開示請求、個人情報の利用に関する中止の申し出先(お客様相談室)  
〒104-6035 東京都中央区晴海1-8-10 トリトンスクエアA棟  
電話番号 03-6770-2820  
上記電話番号がつかない場合は、コールセンターで承ります。  
◆ダイナースクラブ  
電話番号 0120-074-024  
◆TRUST CLUBカード  
電話番号 0120-003-081  
※お手元にあるカード番号と暗証番号をご用意ください。

